

単独判定手続規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則（以下「本規則」という。）は、一般財団法人ソフトウェア情報センターの紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）が行う単独判定に関する手続（以下「単独判定手続」という。）について必要な事項を定める。

(単独判定の意義)

第2条 本規則における単独判定とは、申立人が申立にかかる紛争（トラブル）の全部又は一部の争点について、法的請求権の有無、その内容及びその範囲の判定を求める申立てを行った場合にその判定を示すことをいう。

(申立事項)

第3条 申立人は、ソフトウェア、コンピュータシステム、コンテンツ、データベース、その他情報技術（IT）に関する民事上の紛争について、単独判定手続の申立を行うことができる。

(書類等の提出)

第4条 申立人が紛争解決センターに提出する書類は、郵送又はファクシミリによって提出することができる。

2 申立人が提出する申立書の提出部数は、正本一通に加え、副本を判定人の人数分とし、その他の書類等の写しの提出部数は、判定人の人数に1を加えた合計数とする。

(秘密保持義務)

第5条 単独判定人、単独判定人補助者及び紛争解決センターの職員は、単独判定手続の存在、内容及び結果（単独判定書の記載を含む。）についてこれを開示してはならない。

2 前項の規定は、前項に掲げる職にあった者がその職を退いた後も同様とする。

3 前二項にかかわらず、事業報告、調査研究等の目的で申立人及び申立の相手方の氏名・名称、事件内容等を特定しない形で利用することができる。

(単独判定の効力)

第6条 単独判定の効力は、申立人のみから提出された主張及び証拠に基づく、単独判定人又は単独判定合議体の意見であり法的拘束力を有しないものであり、紛争解決センター及び単独判定人は判定について一切責任を負わないものとする。

(単独判定書)

第7条 単独判定合議体は、判定の結論について単独判定手続であることを明示した単独判定書を作成しなければならない。ただし、審理の結果、単独判定をすることが不適切であると認められ手続きを終了する場合、又は単独判定手続の申立を却下する場合には、申立人に対して口頭で言い渡すことができる。

2 単独判定書には判定の理由を記さなければならない。

3 紛争解決センターは単独判定書の写しを申立人に送付しなければならない。

(申立の取下)

第8条 単独判定手続の申立は、何時でも、取下げ又は申立事項を変更できるものとする。但し、時機に遅れた申立事項の変更はこの限りではない。

(判定手続の却下)

第9条 単独判定合議体は、次の各号の事由がある場合には、単独判定を行わずに手続を中止し、単独判定申立を却下することができる。

① 申立人が、正当な理由なく単独判定期日に出席しないとき

② 申立人が判定合議体の指揮に従わないとき

③ 申立人が手数料その他単独判定に要する費用を定められた期日に納付しないとき

(準用)

第10条 本規則については、中立評価手続規則（以下「中立評価規則」という。）に関する以下の条項を準用する。但し、下記各号に明示した用語、及び「中立評価」の用語は「単独判定」に読み替えるものとする。

① 代理人資格 中立評価規則第5条

但し、「申立人及び相手方」を「申立人」と読み替える。

② 申立の方法 中立評価規則第7条

③ 中立評価申立の受理又は不受理 中立評価規則第8条

④ 中立評価合議体 中立評価規則第10条

⑤ 中立評価人の選任 中立評価規則第11条

但し、第3項「申立人及び相手方」は「申立人」と読み替える。

⑥ 中立評価人の辞任 中立評価規則第12条

⑦ 中立評価人の責務 中立評価規則第13条

⑧ 中立評価人補助者 中立評価規則第14条

⑨ 非公開 中立評価規則第15条

⑩ 中立評価判定規則の適用 中立評価規則第16条

⑪ 中立評価人選任の通知等 中立評価規則第17条

⑫ 期日 中立評価規則第19条

但し、「申立人及び相手方」（「の双方」が付記されている場合を含む）は「申立人」と読み

替える。

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| ⑬ 審理の方式 | 中立評価規則第20条 |
| 但し、第1項の「申立人及び相手方」を「申立人」と読み替える、 | |
| ⑭ 審理期間 | 中立評価規則第21条 |
| ⑮ 中立評価 | 中立評価規則第22条第1項及び第2項 |
| ⑯ 不服申立 | 中立評価規則第25条 |
| ⑰ 中立評価費用 | 中立評価規則第32条 |
| 但し、第2項「申立人又は相手方」を「申立人」と読み替える。 | |
| ⑱ 使用言語等 | 中立評価規則第33条 |
| 但し、第2項及び第3項「申立人又は相手方」を「申立人」と読み替える。 | |

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。